

# 桜台団地 敷地測量調査業務仕様書

平成28年5月

桜台団地管理組合

# 桜台団地 敷地測量調査業務仕様書

## 1. 目的

桜台団地における建替えの基本設計にあたり、必要な地形、用地等の条件の把握を目的とする。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名称 桜台団地 敷地測量調査業務
- (2) 調査地 横浜市青葉区桜台 41 番地 他
- (3) 敷地面積 約 44,646 m<sup>2</sup>
- (4) 業務内容 敷地測量調査
- (5) 業務期間 契約締結日から約 4 か月程度 (予定)

## 3. 測量範囲

別添図に示す約 44,646 m<sup>2</sup> (A・B・C・Dブロック) の範囲、及びその外周部の接道の反対側の道路境界から概ね 10m 程度の範囲とする。

## 4. 測量項目

- (1) 基準点、水準点測量
- (2) 現況測量
- (3) 用地測量
- (4) 真北測量
- (5) 台帳調査 (道路、雨水管、污水管)
- (6) 敷地境界調査 (公図、地積測量図 他)
- (7) その他 (基本設計に係る敷地測量調査業務すべてのこと。)

## 5. 共通仕様書

国土交通省公共測量作業規程 (国土交通省大臣官房技術調査課監修) の最新版とする。

## 6. 精度管理

- (1) 基準点測量及び水準点測量の要求精度は 4 級とする。

## 7. 特記事項

- (1) 基本設計に使用するため、概略平面図、現況境界図に係る電子データについては、着手日より 2 ヶ月程度までに提出できるような工程を作成すること。

- (2) 契約に伴う着手届等の手続き書類は、委員会の指示に従い遅延なく提出すること。
- (3) 業務着手に先立ち、委員会に機密保持誓約書及び業務実施体制を示す書類、実施工程表を提出し、委員会の承諾を受けること。
- (4) 業務の詳細の範囲について委員会と十分に打合せを行い、関係官公署の確認が必要なものは、事前に確認を受けた上で業務を実施すること。
- (5) 業務の進捗状況に応じて、定期的に当委員会と打合せを行うこと。
- (6) 計画地内の地盤高の表示は1.0mの等高線表示（但し、法面については除く）及び10～20mメッシュの交点表示を行うこと。  
（但し、地盤高の変化が明瞭な場所は適宜、追加表示する。）
- (7) 周囲の道路高は、5m間隔で表示を行うこと。  
（但し、勾配の変化する部分は追加表示を行うこと。）
- (8) 接道の反対側の道路境界線についても明示すること。
- (9) 基準点測量及び水準点測量での基準点選定については、今後行われる建替え工事の際に利用できるよう、十分考慮し委員会と協議のうえ行うこと。
- (10) 敷地内、又はその周辺の恒久的施設上にベンチマークを複数（2箇所以上）設置すること。
- (11) 本業務のために、第三者の土地に立入る場合は、居住者または土地所有者の了解を得ること。
- (12) 本業務に関しての一切の責任及びこれに伴う損害は、業務受託者の負担とする。
- (13) 業務代金の支払いについては、業務完了後の1回払いとする。
- (14) 契約工期が変更になる場合は協議により定めるものとする。

## 8. 成果品リスト

- (1) 現況測量図 1 : 500
- (2) 用地測量図 1 : 500
- (3) 求積図 1 : 500
- (4) 道路査定図他
- (5) 測量計算簿等
  - 基準点、水準点測量成果簿
  - 座標面積計算書
  - 境界点座標成果簿
  - 精度管理表
  - 境界点写真
- (6) 部数等
  - ・成果品及び電子データ（DWG、DXF、PDF）各3部

## 9. 本仕様書の疑義の扱い

本仕様書に定めのない事項及び契約内容について変更する必要がある場合、あるいは測量内容、成果等に疑義が生じた場合は、別途協議の上、定めるものとする。